

京都市地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委員会条例の一部を改正する条例
(平成30年3月29日京都市条例第29号) (産業観光局新産業振興室)

地方独立行政法人法の一部改正により、地方独立行政法人の各事業年度における業務の実績について設立団体の長の評価を受けなければならないこととされたこと等を踏まえ、地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委員会に、地方独立行政法人京都市産業技術研究所の業務の実績等について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議させることとしました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

京都市地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第29号

京都市地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委員会条例の一部を改正する条例

京都市地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委員会条例の一部を次のように改正する。

第1条中「地方独立行政法人法」の右に「(以下「法」という。)」を、「いう。)の」の右に「所掌事務,」を加える。

第6条を第7条とし、第2条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

(所掌事務)

第2条 委員会は、法によりその権限に属させられた事項を処理するほか、法第26条第2項各号に掲げる事項及び法第28条第1項各号に定める事項（同項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績を除く。）について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するものとする。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(産業観光局新産業振興室)